

平成24年度 東京司法書士会 新人研修会

講義要項

平成24年11月

東京司法書士会 総合研修所 新人研修室

各講義の方針・内容等を、担当講師より紹介いたします。講義を受ける際の参考としてください。

講義によっては【事前課題】を出題しておりますので、必ず確認のうえ受講してください。

◆平成24年11月30日（金） 倫理・綱紀

東京司法書士会綱紀調査委員会

綱紀調査処理の流れをざっと説明した後、実際の懲戒処分事例を見ながら、トラブル回避のための注意点・対処法を具体的に説明していく予定です。

少ない時間ながら「知らなかった」では済まされない綱紀・懲戒の実情を、少しでも新人の皆さんにご理解いただければと思っています。

◆平成24年12月2日（日） 不動産登記の実務①「売買等の相談と登記」

初瀬 智彦 会員（中央支部）

不動産の売買取引を題材にして、司法書士として必要と考えられる知識や執務姿勢を検討します。また、不動産登記や法律以外であっても司法書士の実務に役に立つと思われる不動産決済の流れ、金融機関等の話をします。

※研修時間内において、登録免許税の計算を実際にやってもらいますので、各自電卓等計算ができる機器を持参ください。

【事前課題】

あなたは友人に司法書士に登録した旨を伝えたところ、その友人から「今度、中古のマンションを買うこととなったのだけど、その所有権移転登記をお願いできますか。費用はいくらぐらいかかるのですか。実は不動産仲介業者から紹介された司法書士の見積りは既にもらっているのですが、あなたが司法書士になったのなら、あなたに依頼したいと思うので、よければ見積りを出してもらえますか。」と言われました。

さて、あなたは友人のために見積り計算をしようと思いましたが、その場合には、友人からはどのような資料を提出してもらいますか。また、どのような事項をヒアリングしますか。

自分なりに考えてみてください。

◆平成24年12月2日（日） 債権譲渡・動産譲渡登記の実務

初瀬 智彦 会員（中央支部）

債権譲渡登記や動産譲渡登記は司法書士の業務分野ですが、登記制度創設からまだ日が浅く、積極的に取り組んでいる司法書士はまだ少ないと言えます。そこで、本研修では、債権譲渡登記・動産譲渡登記とはどのようなものか、どのように登記申請するのか等の基本的事項を話します。また、債権譲渡登記や動産譲渡登記が実際にどのような場面で利用されているのか、今後どのように利用されていくのか、また、債権譲渡登記や動産譲渡登記の可能性についても皆さんと一緒に検討していきます。

【事前課題】

債権譲渡登記や動産譲渡登記は、どのような場面で、どのような目的で利用される登記であると思いますか。また、不動産登記や商業登記との相違点は何があると思いますか。自分なりに考えてみてください。

◆平成24年12月2日（日） 不動産登記の実務②「表示登記の基礎知識」

神田 昭一 会員（豊島支部）

表示に関する登記は、権利に関する登記と共に不動産登記法に規定された制度ですが、不動産の物理的な状況を公示するという役割から、権利に関する登記とはまったく違った性質を持っています。その大きな違いを認識するという観点から、表示登記制度の特徴と土地家屋調査士がどのような考え方・視点から調査確認を行っているかを紹介し、表示登記が絡んだ権利に関する登記を受託する場合の司法書士の執務姿勢について、お話をしていきたいと思えます。

◆平成24年12月3日（月） 不動産登記の実務③「抵当権等債権保全の相談と登記」

濱 智幸 会員（豊島支部）

まず、債権保全に必要な知識について話をします。

次に、登記の受託にあたって確認すべき事項について話をします。これは、抵当権設定登記に限らず登記全般にわたる重要な項目です。

最後に、(根)抵当権の設定登記と抹消登記について、契約書や関係書類を見ながら個別・

具体的な説明をします。

また、政府系金融機関や銀行の再編についても話をします。

なお、事前課題はありませんが、資料については目を通しておいてください。

講義では資料を基に実務の話をします。

◆平成24年12月4日（火） 商業登記の実務①「会社設立と定款変更」

高橋 聡英 会員（墨田・江東支部）

会社法施行からすでに6年を経過し、既に会社設立は簡単にできるものとの考えられているようです。その一方、機関設計の選択の幅の広さなど、専門的な知識をもって適切な形態を提示することが求められます。このため、顧客のニーズをくみ取ってそれをどのように反映させるかが重要です。今回の講義ではこの設立登記の手続について具体例、失敗談も交えてお話いたします。

次に、定款変更を中心に、本店移転、解散・清算等の各登記手続と役員変更を題材に講義をします。顧客からはどのような言葉で依頼が来るのか、受験時には明確であった指示が、実務上は曖昧であったりして戸惑う場面もあるでしょう。こうした場面に対応できるよう、受諾の際に確認すべき事項について、実際の依頼内容を題材として講義を行います。理論よりも実体験に基づいた内容とし、実務に役立つ講義を心がけたいと思います。

*事前にテキストの下記の部分のみ目を通しておいてください。

「設立依頼メール見本」「定款変更依頼メール見本」「役員変更依頼メール見本」

時間の関係上、当日の講義では上記部分はざっと触れる程度にならざるを得ませんので、目を通していただいたことを前提に進めていきます。講義において何か発表してもらおうということではありません。

◆平成24年12月6日（木） 不動産登記の実務④「相続の相談と登記」

中尾 加奈 会員（文京支部）

司法書士としての基本的業務である相続登記手続きについて、その相談、受任の場面から登記申請、完了、書類の引渡しまでを一連の流れに沿って講義します。試験対策として勉強する法令上の知識から、実務に一步踏み込んで各場面をイメージしていただけるように意識して進めます。

受講生の中には実務経験者もいらっしゃると思いますが、大多数が未経験と思われるの

で、基本的な相続のパターンを軸にして、特に資料集めとしての重要な役割をもつ戸籍の読み方、集め方に時間を割いていく予定です。若干の特殊事例も交えていきますが、限られた講義時間が無駄にならないように基本をよりわかりやすくお伝えしたいと思います。

【事前課題】

被相続人Xについて、Aから依頼を受けた相続登記が完了した。

被相続人はA・B・C3名の兄弟相続。遺言書は見つからなかったとのことで、3名で遺産分割協議をした案件である。

3ヶ月後、B氏の妻と名乗る女性から連絡があり、Xの公正証書遺言が見つかり、その遺言書によると遺産分割協議の結果よりもBの取り分が多いとのことで、手続きをやり直してほしいとの主張であった。

さて、この場合どう対応したらよいか。

◆平成24年12月8日（土） 商業登記の実務②「増減資の登記実務」

久我 祐司 会員（文京支部）

今回の講義のテーマは増資手続き及び減資手続きに関する登記です。

増減資の手続を理解するには、会計に関する基本的な知識は不可欠です。少なくとも、貸借対照表の純資産の部の読み方は必須です。

今回の講義では、会社法計算規則から出発して、計算書類に使われる基本的な用語を確認したうえで、増減資に関する会計基準や税務の問題についても、最低限押さえておくべき事項について確認していきます。そのうえで、具体的な事例に沿って、登記を含めた必要な手続きを確認していきます。

【事前課題】

1. 貸借対照表で使われる用語について、確認してください。
2. 資本金1円で設立した会社の会計上の問題点はどんなことが考えられますか。
3. 株式会社の資本金と一般社団法人の基金の相違点について説明してください。

◆平成24年12月8日（土） 実務アラカルト「相談の受け方」

久我 祐司 会員（文京支部）

近時の不動産登記法・会社法等の改正による登記実務の大幅な変更や、成年後見業務、簡裁訴訟代理等関係業務等の業務範囲の拡大によって、私たち司法書士の執務のあり方が大き

く変わりつつあります。

すなわち、私たち司法書士は、法的サービスを提供する「サービス業」として、今まで以上に、クライアントとの直接かつ密度の濃いコミュニケーションが要求されるようになってきているのです。当然のことながら、そうした面での「サービスの品質」ということも重要になってきます。

折しも、司法の世界では、「リーガル・カウンセリング」ということが言われるようになり、広い意味での「リーガル・コミュニケーション」への関心が高まってきています。

この講義では、「相談」という局面におけるクライアントとのコミュニケーションのあり方を確認するとともに、「何を」「どのように」聞くことが必要なのか、「何を」「どのように」伝えることが必要なのか、について考えていきたいと思います。

【事前課題】

1. 司法書士法第3条第1項第5号、第7号、第8号、第24条を確認してください。
2. 次のような相談を受ける場合、どのような点に注意しますか。

<相談の概要>

先日、とある町役場から「意向確認書」が送られてきました。

内容は、40年近く前に生き別れとなった父親について、成年後見の申立てをする意思があるかどうかを問うものでした。

私が申立てをする意思がない場合は、町長が申立てをすることになると書いてありました。どのようにしたらよいのでしょうか？

3. 次の言葉を、できるだけ簡単に（小学校5年生が理解できる程度）で説明してください。
 - (1) 登記識別情報
 - (2) 登記原因証明情報
 - (3) 遺留分

◆平成24年12月8日（土） 実務アラカルト「開業体験談」

東京司法書士会 総合研修所 新人研修室

先輩司法書士が経験してきた開業時から現在に至るまでのエピソードを座談会形式で紹介します。具体的には、以下のテーマについて、お話しする予定です。

①開業準備について

(開業地の選択条件、運営形態、準備資金、他事務所でどの位経験を積んだか等)

- ②開業時に苦労したこと、困ったこと、悩んだこと
- ③開業してからの営業方法、事務所運営の苦労、開業して良かったこと
- ④失敗談、ヒヤとした体験、思い出に残る案件
- ⑤新規開業者が特に注意すべきこと、開業を目指す後輩に対するアドバイス
(司法書士としての職務姿勢、依頼人との接し方・マナー)

◆平成24年12月10日(月) 成年後見の実務

川口 純一 会員(渋谷支部)

成年後見制度の現状と概要を述べた後、事例に基づきながら法定後見・任意後見の基本を話し、実際の後見業務がどのように行われているのか、その苦悩する様子、やりがい等をお伝えしたいと思います。

また、問題事例、誤解しやすい事項等も説明しますので、今後の後見業務に役立てていただきたいと思います。

なお、最後にリーガルサポート・参考図書の紹介もしますので、実務の参考にさせていただければと思います。

◆平成24年12月11日(火)

「職務上請求書と本人確認」及び「東京司法書士会の組織とその活動」

野中 政志 会員(渋谷支部)

1. 職務上請求書については、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法及び改正住民基本台帳法に基づく、職務上請求書の使用法や留意点等について解説します。
1. 本人確認については、平成20年3月1日に全面施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び「依頼者等の本人確認等に関する」会則・規程等における、本人確認・意思確認並びに依頼内容の確認等について解説します。
1. 東京司法書士会の組織とその活動について、概略を説明します。

◆平成24年12月12日(水) 債務整理の実務①「任意整理」

安藤 剛史 会員(文京支部)

ここ数年、簡裁代理権の取得・最高裁判例の蓄積・実務の積み重ねなどによって、司法書

士にとって債務整理事件に取り組みやすい環境が整ってきています。

しかし、皮肉なことに、取り組み易くなったことで、債務整理は「誰でも簡単にできる」「定型的に大量処理ができる」といった安易な考え方に結びつきやすくなってしまいました。不適切・不誠実な事件処理により依頼者は不利な状況に陥るケース、トラブルや懲戒に発展するケースが多く見られ、司法書士という職能に対する信頼そのものを損ないかねない状況にあるのも事実です。

本講義では、クレサラ事件の全体像、実際に相談にあたる際に注意すべき点、トラブルに発展しないような事件処理をするための心構え、近年の動向などをお話したいと思っています。

各整理手続についての細かい知識よりも、考え方や取り組み方に重点をおき、総論的なお話を予定しています。時間に限りがあり、レジュメの全てについて詳しくお話することはできませんが、第一歩として債務整理事件の全体像についてイメージを掴んでいただければと思います。予習をする余裕のある方は、以下の設問について考えてみてください。

【債務整理未経験の方向け】

設問1. 司法書士試験に合格したあなたは、特に法律に詳しくない友人から「グレーゾーン金利って何？」と聞かれました。どのように説明しますか。

設問2. 同じように、あなたは友人から「過払金って何？」と聞かれました。どのように説明しますか。

◆平成24年12月13日（木） 債務整理の実務②「破産・個人再生・生活保護の実務」

力丸 寛 会員（新宿支部）

債務整理の受任を行うのであれば、最適な手続きを依頼者に勧めることができるように、債務整理手続きの全メニューについて対応可能であることが求められます。破産、再生手続きにつき、その概要と実務上の注意点などをお話しします。また、債務整理を行う法専門家にとって、今や必須の知識である生活保護制度の概要及び法律扶助制度についても触れたいと思います。

【事前課題】

1. 破産、個人再生手続きの概要について、入門的な書籍等にあたり、その制度趣旨、手続きの概要などを調べておくこと。
2. （設問）破産、再生手続きの依頼者が、会社、親族からの借入があるのでそれらの債

権者だけには全額の返済をしたいので手続きから除外してほしいと依頼してきたときにどのように対処すべきか。